

第 39 回
草津市地域公共交通活性化再生協議会
会議録

令和 8 年 2 月 2 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第 39 回草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時：

令和 8 年 2 月 2 日（月） 14 時 00 分～15 時 10 分

■場所：

草津市役所 8 階 大会議室

■出席委員：17 人

塚口委員、加藤委員、能政委員、北川委員、宮下委員、北村委員（山内代理）、
新委員（長瀬代理）、布施委員、塚田委員（成田代理）、池田委員（中川代理）、
前野委員、村田委員、喜多畑委員（野村代理）、岸本委員、黒川委員、
太田委員、奥山委員

■欠席委員：11 人

轟委員、福島委員、中野委員、池崎委員、大槻委員、野村委員、松尾委員、
糸委員、清水委員、末下委員、高岡委員

■事務局：

杉田理事、安土副部長、岸本課長、鶴房課長補佐、沼田係長、赤山主査、南部主事

■随行者：なし

■傍聴者：なし

1. 開会

【事務局】

(開会)

【事務局】

(挨拶)

【事務局】

当協議会につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定される法定協議会として設置いたしております。

また、本日の会議は「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき、会議を公開するものとして進めさせていただきたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、事前にホームページ等で周知をいたしましたが、現在のところ傍聴の方はおられないという状況でございます。

続きまして、「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約」第17条第1項の規定では、総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができません、とされておりますが、本日は、委員28名中17名の出席でございますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、今回ご欠席のご連絡をいただいております10名の方から、議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいております、併せてご報告させていただきます。

次に、本来であれば当協議会委員の皆様のご紹介をさせていただきたくてございますが、時間の都合上、誠に恐縮でございますが、送付させていただいております名簿にて、あるいは席に置かせていただいております席次表にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料は先日送付させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。お手元に資料がございませんようでしたら、事務局までお申し出ください。お送りさせていただきました資料は、次第、委員名簿、協議会設置要綱、協議会規約、そして報告1・2・3の各資料でございます。

また本日、皆様の机の上に、3つの資料を置かせていただいております。1つ目が席次表、2つ目が参考資料のまめバスマップ、まめタクマップ、3つ目が地域公共交通活性化シンポジウムの資料でございます。

不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきまして

しては、当協議会規約第 15 条第 2 項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。
会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

2. 報告

【会長】

それでは、私の方で進行させていただきたいと思います。

これから、議案の審議に入りますが、その前に、当協議会規約第 22 条第 3 項の、「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。」と定められております。恐縮でございますが、草津市観光物産協会の北川委員と、滋賀県脊髄損傷者協会の前野委員にお願いしたいと思います。北川委員と前野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは今回、ご報告いただく案件は 3 件でございます。順次報告をいただき、そして皆さんからご意見をいただきたいと思いますと思っております。

報告 1 の「草津市無料送迎バス活用実証事業の実施結果および今後の方向性について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

【会長】

ただいまの説明について、ご質問やご意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

10 月から周知方法を変えて 11 月、12 月で利用者が増加し、12 月末で 1 便あたり 3.1 人の利用がありますが、これを廃止することについて何かご意見はありますでしょうか。

【事務局】

実際にバスを利用されている方から、必ず運行を続けてほしいというお声もいただいているところでございます。今回のバスは本格運行をいたしません、需要があったところについては、誠光会独自の送迎バスにおいてカバーしていく等の検討をいただくといいところをお話しております。特に 2 ページ目に記載している、利用の多かった停留所等の情報を誠光会と共有しており、このような場所における移動手段の確保ということで、引き続き関係を続けていければと考えております。

【会長】

1 ページ目のグラフを見ると、周知活動によって10月から12月でかなり利用者が増加しておりますが、繰り返し周知活動をすれば利用者がより増加するのか、もしくはこの期間で増加した特段の理由というものがあるのでしょうか。

【事務局】

利用状況については、9月から周知活動を実施し、合計利用者数は12月がピーク、一方で平均利用者数については11月がピークで、引き続き周知活動を続けていけばもう少し利用者数が伸びた可能性はあるのかもしれませんが、一定利用促進をさせていたいただいた結果、1便あたり3名から4名程度だったと認識をしています。

【会長】

報告1については、目標に達しなかったため本格運行には移らないということでしたが、その中で分かったことを無駄にせず、今後につなげていただくということで、委員の皆様から事務局報告を了解いただきました。

公共交通あるいは公共交通に準じたものを整備していくには、使える資源は目いっぱい使うべきですので、今回は上手くいかなかったにしてもこのような視点や色々な使えそうなものは使おうという方向性をもって事務局も動いていただきたいと思います。

それでは、報告2の「まめバス、まめタク各路線の利用実績について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

【委員】

いろんな意味でまめバス、まめタクが定着してきたなと喜ばしく思っているところです。特に子どもたちへの取り組みは非常に感動いたしまして、民間事業者に協力いただいたところが非常に印象に残っております。民間事業者が未来を担う子どもたちの後押しをする形は、今後も様々な取り組みで活用できるのではないかと思います。先程の無料送迎バスでもありましたように、利用者の方から継続を訴えるようなことも大事なことだと思います。そういう意味では子どもがバスの乗車を体験されて、「なぜ、バスってあるの?」という質問から始まり、なぜ走っているのか、なぜ草津市が走らせているのか、というところにまで広がれば、公共交通の存在意義が家庭内で話題にされるかもしれない。それが小学校、中学校、高校、果ては大学にまで発展していければ、まめバ

スが走ることによって、草津市全体の公共交通について理解が深まると思います。

また、この結果は単年度では出ないと思いますので、車いす利用者に絞るなど、いろんなイベント性や目的性を持って公共交通のあり方への理解を深める手段として、引き続き実施していただきたいと思います。こどもたちが公共交通に乗りたいと言ってくれる草津市にしようと思うと、まめタクからのアプローチは難しいように感じますが、そこをリンクさせながらやっていただき、経路や学区ごとに比較できれば、先生方も興味を持っていただけて、社会教育に発展することも考えられます。果てはバスやタクシーの運転手になりたい人も増加するのではないのでしょうか。

【事務局】

今回、民間の事業者さんに協賛という形で沢山ご支援いただき、今後ともご協力いただけるというお話もあり感謝しています。事務局としても、この取り組みを継続していくためには、事業者の協力が不可欠ですし、方法についても考えていく必要があると思います。実証事業を次にどう繋げていくのかも含めて、今後の協議会でご相談させていただきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願いたします。

また、まめタクとこどもとの関係性については、まめタクが事前予約制であるところが予約の部分でハードルになっており、この予約方法等のスキームについても、今後見直していく必要があると考えておりますので、その際はご助言をいただければと思います。

【委員】

様々な取り組みが利用者の増加に繋がっていると見ておりますが、キャッシュレス決済と利用者数増加の関係性は検証されているのでしょうか。また、便数を増やしてある一定の地域の利便性を上げる実証実験を実施するのはいかがでしょうか。

【事務局】

キャッシュレス決済の導入と利用者増の関連については分析できておりませんが、もともとキャッシュレス決済の導入を望まれていた方が多かったというマーケット結果が出ていましたので、そういった意味では利用者増に寄与しているとの認識でございます。

次に利用促進についてですが、増便については運転者不足の中でどこまで出来るのが課題であり、先程説明させていただいた無料送迎バスや、まめバスについても、増便を望まれる方が多い中で、そこは常に考えていかなければならないと思っています。そのうえで、コミュニティバスの無料乗車実証実験につきましても、先般の協議会の方では、収支的には大人の方が利用されたおかげでプラスになったと報告をさせていただき

ましたが、現在の公共交通を取りまく状況の中で、出来るだけお金がかからない方法で着手していこうと考えているところでございます。

【委員】

無料送迎バスについて、目標未達成のため中止となりますが、まめバスと無料送迎バスのルートをリンクした形でご検討いただきたいと思います。

【会長】

まめバスの利用実績について近江鉄道の自動車部にお伺いします。全路線で目標を達成しており、非常に喜ばしい結果ですが、この時期にまめバスの利用実績が増加しているというのは、路線バスの利用状況と比較して納得できる数字なのか、傾向をお聞かせいただけませんか。

【委員】

ご質問について、コロナが終わった後、少しずつ利用者が増加するトレンドにあるというのは同じ状況です。

【会長】

まめバスも路線バスも少しずつ利用者が増加するというのは、望ましい結果であると思います。

それでは、報告3の「まめバス事業について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

【委員】

今回、財源の確保で広告事業をされるということですが、1つ目としまして、収益としてはどれくらいの額を見込んでおられるのか教えていただければと思います。2つ目ですが、まめバスという公共性の高い広報媒体になると思います。クライアントとお話をする際に、この広告媒体の、他にはない価値の部分をどのように評価されているのかお伺いします。3つ目ですが、何処まで広告として許容するのか。一定公共性の高いものに限定するのかというところをお伺いします。

【事務局】

まず1つ目の収益額についてですが、すべての広告枠が埋まったとして、年間で約200万円の額を想定しております。続きまして、広告媒体としての価値については、市

のホームページに掲載している「まめバス応援隊」のように、まめバスを応援する方になる、地域として応援できます、というところを全面に押し出しております。そういったところは、バス事業者やバス事業者が委託されている広告主とお話させていただいており、単なる普通のバスではなく、まめバスを応援する一員になるということも併せて広報していただき、クライアントとお話される際は市が同席する等、趣旨を理解したうえでクライアントになっていただければ、と考えているところです。最後に、広告物としての許容範囲については、基本的には市の広告募集のルールに準拠させていただきながら、一方で、バス事業所の方でも一定のルールがありますので、それを組み合わせた形で考えているところでございます。できればより地域、市の方に密着した団体様に応援していただきたいと思いますが、ルールとしてはこの様な基準で運用してまいります。

【委員】

この事業スキームでいきますと、バス事業者の負担が大きいように感じました。バス事業者の負担が無いような形にしておかないと、継続が難しいのではないのでしょうか。

【事務局】

バス事業者にクライアントとの交渉をしていただくのですが、バスの車体自体が各バス事業者の所有物であり、すべての収入が市に入ってくるわけではなく、バス事業者との取り決めの割合で収入を見込んでおります。また、まめバスは公共性もあり、駅から地域を隈なく走るというメリットもありますので、市民の方に触れていただきやすいバスとして、非常に広告としての効果があると思っています。このあたりをしっかりと定着させていきながら、それぞれに負担が無いようにしっかりとスキームを組み立てているつもりでございますが、今年度から契約した内容を踏まえて、もし何か課題があれば事業者やクライアントと相談しながら考えていきたいと思っておりますので、また皆様からもご意見いただければ幸いです。

【委員】

広告事業とお聞きしましたので、営利を追求するような内容かなと思いましたがけれども、今の事務局からのご説明をいただきまして、どちらかというと広告というよりもまめバスを応援してくださる方、協賛してくださる方を募集しているというイメージで受け取らせていただきました。引き続きよろしく申し上げます。

【会長】

まめバスの趣旨に合ったような広告で結構だと思いますが、県下ですでに広告を取っているような自治体もいくつかございますが、その辺りは参考にされているのでしょうか。

か。

【事務局】

県内の事例につきましては、野洲市、近江八幡市、東近江市でバス広告を実施されていると伺っております。他市においてこういった問題があるのかということにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、本市においてはまめバスの車体自体がバス事業者の持ち物である等、特殊事業がございますので、そういったところを踏まえながら、バス事業者と協議のうえスキームを確立してまいります。まだどのような課題があるのか分かりませんが、他市とも情報連携しながらより良い広告掲出になればなど考えているところでございます。

【会長】

真似をする必要はありませんが、こういったまめバスを支援するような形での広告を取るということであれば、本来の趣旨からいっても望ましい事ですし、他の都市でも同じような方向で取り組んでおられる場合は、それぞれいい方向で連携していただければと思います。

【委員】

まめバスが赤字で運行していた中で広告等を提案させていただきながら、なかなか進まなかったところを、一歩進んでいただけてありがたいと思っています。先ほど能政委員がおっしゃったように、このまめバスの良さをアピールするというのはすごく大事であると思っています。「動く」というような事、草津市民の足であるということ、少しキャッチーにアピールすることは必要だと思っています。コミュニティバスのファンの方はまめバスを映しに来られます。このようなところから、市民が公共の事を支えるという、市民性の高さやプライドが生まれると思います。また、例えば個人のお名前で1年間だけ、「私は応援しています〇〇です」というような、市民1人ひとりが応援しているということが目に見える形にできればよいと感じました。可能かどうかはさておき、草津市が押し付ける形で走らせるのではなく、市民の応援で成り立っていることをアピールしていただきたいと思っています。

【会長】

広告を募集するやり方に関するご指南でございますが、事務局の方で何かございますか。

【事務局】

この広告掲出事業につきましても、小学生の無料乗車実証事業につきましても、私の

方で初めにご説明させていただきました送迎バスにつきましても、まとめると、市民の皆様や民間の事業者に応援していただきながら、一体となって公共交通を作り上げていく事業であると考えているところをごさいます、そういったところを市としてもどんどん広めていかなければならない、地域の皆様も支える意識を持っていただかなければならない、そういったフェーズに公共交通というものがあると認識しているところです。個人の方に広告を出していただくのは難しいのかもしれませんが、広告以外で応援できる形を作るというところも今後検討しなければならないところだと思います。また、まめタクの話を申し上げますと、利用が伸びていない状況で、我々が広報するというのももちろん大事なことです、地域の方にもインフルエンサーになっていただくといった役割も必要になると思っています。そういった意味で、ただ単に広告を出すという応援だけではなく、まめバス・まめタクを応援するという立場の方も今後必要であると感じているところをごさいますので、民間の事業者や、地域の皆様にお力添えをいただきながら公共交通を盛り上げていきたいと考えております。

【会長】

それではご意見、ご質問が出尽くしたようでごさいますので、あらかじめ用意いたしました報告事項 1, 2, 3 は終了いたしました。続いて、地域公共交通活性化シンポジウムについて滋賀運輸支局からご説明をお願いします。

【委員】

(資料に基づき説明)

【会長】

以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局へお返しいたします。

3. 閉会

【事務局】

(挨拶)

議事録署名人

.....

.....